

阪神高速道路株式会社 第3回定時株主総会

議事次第

1. 日 時 平成20年6月26日（木曜日） 午前11時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
当社 本社11F会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第3期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

事業報告

平成 19 年 4 月 1 日から
平成 20 年 3 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、上期は前事業年度に引き続き堅調に推移しましたが、下期は原油価格の高騰に加えサブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速等の不安定要因もあり、景気は底堅く推移しつつも、企業の景況感は悪化しつつあります。関西経済についても、企業の設備投資に積極姿勢がみられるものの、上記不安定要因による先行き不透明感が強まっています。

このような経営環境のもと、民営化本格スタートの2年目となる当事業年度において、当社グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現を図ってまいりました。

高速道路事業におきましては、平成 20 年 1 月に、京都で初めての都市高速道路となる阪神高速 8 号京都線 (5.5km) を開通させました。

また、「交通安全対策アクションプログラム」等の策定、実施により、快適で安全なみちづくりに取り組むなど、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、着実な事業の展開に努めてまいりました。

その他の事業におきましては、休憩所等事業につきまして利便性向上に向けた改修工事を実施したほか、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を着実に展開してまいりました。

このほかにも、更なる業務の効率化、サービスの向上、企業風土改革の推進により、企業理念の実現に向けて取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの営業収益は 213,578 百万円、営業利益は 3,564 百万円、経常利益は 3,894 百万円、当期純利益は 2,934 百万円となりました。

事業別の状況につきましては、次のとおりであります。

< 高速道路事業 >

高速道路事業につきましては、関西経済の動向等を反映して、当事業年度における阪神高速道路の平均通行台数は、一日あたり約 90 万台（前年度比 1.4%減）となりました。料金収入は、前年同時期に比べ大型車の通行台数は増加（前年度比 2.3%増）したものの、普通車の通行台数が減少（前年度比 1.5%減）したため、178,356 百万円（前年度比 0.5%減）となりました。

また、安全・安心・快適なネットワークを通じた「お客さま満足」の実現に向け、「新渋滞対策アクションプログラム」の策定に引き続き平成 19 年 4 月に策定した「交通安全対策アクションプログラム」の着実な実行により、渋滞緩和や交通事故削減に取り組むとともに、「15号堺線・17号西大阪線終日全面通行止（大規模補修）工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施したほか、平成 19 年 4 月に導入した不正通行監視システムを活用し、不正通行対策に取り組んでおります。さらに、距離料金への円滑な移行に向けた ETC 普及促進施策として、THRUWAY カード（当社グループが発行する ETC カード）事業と連携した ETC 車載器の購入等の支援や ETC 無線通行限定の各種割引などを実施した結果、ETC 利用率は当事業年度末において 74.0%となり、前事業年度末に比べて 6.2 ポイント増となりました。

さらに、高速道路の建設に関しましては、関西都市圏の高速道路ネットワークの整備に向け、平成 20 年 1 月には、京都で初めての都市高速道路となる阪神高速 8 号京都線 (5.5km)

を開通させるなど、建設中5路線（下表参照）等の整備促進に努めました。

この結果、高速道路事業の営業収益は、208,202百万円となりました。また、当事業年度における高速道路事業の新設投資は33,428百万円、防災安全対策や附属施設の高度化などの改築等投資は9,848百万円となりました。

【平成19年度事業中路線】

路線名	区間	延長(km)
大阪市道高速道路淀川左岸線	(自) 大阪市此花区島屋2丁目 (至) 同市北区豊崎6丁目	8.7 〔4.3〕
大阪府道高速大和川線	(自) 堺市堺区築港八幡町 (至) 松原市三宅中8丁目	9.7 〔4.3〕
神戸市道高速道路2号線	(自) 神戸市長田区南駒栄町 (至) 同市同区蓮池町	2.2
京都市道高速道路1号線	(自) 京都市山科区西野山桜ノ馬場町 (至) 同市伏見区深草西川原町	2.8
京都市道高速道路2号線	(自) 京都市伏見区深草西川原町 (至) 同市同区向島大黒	7.3 〔1.4〕

(注) 1. 延長(km)欄の〔 〕内は、公共事業及び有料道路事業による合併施行区間を内数で記載しております。

2. 京都市道高速道路2号線の延長(7.3km)には、平成20年1月に開通した5.5kmを含めております。

<受託事業>

受託事業につきましては、京都市道高速道路1号線及び同2号線のランプ新設事業（京都市施行部分）に関する工事をはじめとして、国や地方公共団体等の委託に基づく道路の新設・改築・維持・修繕等、経済性・効率性等の観点から当社グループが一体的に実施することが適当と認められる事業を受託してまいりました。

この結果、受託事業の営業収益は3,882百万円となりました。

<その他の事業>

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等を展開してまいりました。このうち、休憩所等事業に関しましては、コンセプトを「きれい・あんしん」「やすらぎ」「ぬくもり」と定め、「PA改善アクションプラン」を策定し、これに基づき朝潮橋パーキングエリアにおいて、憩いスペースの拡大、トイレ機能の充実、分かり易いサイン表示や喫煙ルームの設置等の改修工事を実施しております（平成20年4月1日リニューアルオープン）。また、駐車場事業につきましては、当事業年度内に新しく11箇所事業を開始し、計231箇所（収容可能台数約7,200台）となりました。

この結果、その他の事業の営業収益は1,493百万円となりました。

事業区別	営業収益
高速道路事業	208,202百万円
受託事業	3,882百万円
その他の事業	1,493百万円

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は7,539百万円で、その主な内容は次のとおりであります。

- ①当事業年度中に完成した主要設備
 - ・高速道路事業 料金収受機械及びE T C設備等の増設
 - ・その他の事業 駐車場外構の増設
 - ・社用設備 会計ソフトウェアの構築等
- ②当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・高速道路事業 E T C設備等の拡充等
- ③当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去・滅失
 - ・その他の事業 土地等の売却

(3) 資金調達の状況

- ①平成19年7月26日及び平成19年11月28日に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づき、各109.5億円合計219億円の無利子資金の借入を行いました。
- ②平成20年2月28日、第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）100億円を発行いたしました。
- ③平成20年3月19日、第3回政府保証債105億円を発行いたしました。
- ④平成20年3月31日、株式会社三井住友銀行外13金融機関から総額75億円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献すべく、民営化の三つの使命である①債務の確実な返済、②必要な道路を少ない国民負担で建設、③弾力的な料金設定や多様なサービスの提供に努めます。

また、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする「中期経営計画」の中間年に当たる平成20年度には、計画達成に向けたこれまでの取り組み状況を再点検し、更なる取り組みの強化・重点化を進めるなど、グループ一体となり全力を挙げて計画の確実な達成を目指します。

さらに、平成19年度においては交通量が減少傾向にあり、平成20年度の交通量も厳しい状況が見込まれることから、これまでも取り組んできている渋滞対策、交通安全対策、情報提供の機能強化等を引き続き実施し、渋滞緩和やお客さまの利便性向上を図ることにより利用促進に努めます。

これらの取組の具体的な内容は、次のとおりであります。

< 関西都市圏の高速道路ネットワークの整備 >

平成20年6月に、京都市内中心部と山科地区を結ぶことにより交通渋滞緩和に資する阪神高速8号京都線稲荷山トンネル（山科出入口から鴨川東出入口）2.7kmが開通しております。また、大阪、兵庫及び京都の各地区において建設中である5路線についても、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間で締結している協定の工期及び事業費により整備するため、一層厳正な工程管理・事業費管理に努めます。さらに、大阪地区において、既存ネットワークの機能向上に向け、投資効果の大きいジャンクション（守口ジャンクション及び松原ジャンクション）整備に係る事業推進に努めます。

<お客さまの期待に応える高速道路の管理運営>

お客さまにご利用いただきやすい多様で弾力的な料金施策を展開し、より公平な料金制度を実現するため、ETCの普及促進に努めつつ、これまで各方面から頂いたご意見等も参考としながら、平成20年度中を目途に距離料金への移行を目指します。また、「交通安全対策アクションプログラム」を推進し、平成22年度の事故件数を平成17年度比1,000件減とすることを目指します。渋滞対策については、平成18年度に策定した「新渋滞対策アクションプログラム」のもと、中長期的対策を推進するとともに年度内に短期的対策を実施することにより渋滞緩和に努めます。さらに、高速道路の管理運営業務を当社グループが一体となって実施することにより、業務の効率化を図るとともに、サービスの向上に努めます。

<その他の事業等の展開>

休憩所等事業につきましては、「PA改善アクションプラン」を引き続き推進し、京橋パーキングエリア及び中島パーキングエリアの改修工事を実施するなど、お客さまの安全で快適なドライブをサポートします。また、駐車場事業につきましては、引き続き高架下未利用地での新規開発を進めるとともに、用途転換等を含む効率的経営を図ります。

<企業市民としての社会的使命等>

当社グループの役員及び社員一人ひとりが法令を遵守し、高い倫理観を持って行動することが企業活動の基本であるとの認識のもと、コンプライアンス重視のグループ経営を徹底します。また、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、平成19年6月に「環境リポート2007」を発行するなど環境への取り組みを進めており、今後一層、周辺環境への負荷の軽減に努めます。加えて「都市景観との共生」を重点施策とし、平成20年度においてもよりよい景観づくりを推進します。また、企業市民として積極的に地域社会にとけ込み、発展し続けるため、「出前講座」や「学童見学会」等の社会文化貢献活動に積極的に取り組みます。

<持続的発展に向けた効率的な経営>

「中期経営計画」の確実な達成に向け「経営計画・実績評価制度」によるPDCAサイクルの着実な実行に取り組みます。また、「やりがいと緊張感のある人事制度」を構築するとともに、人材育成に係る制度の見直しを行うなど、効率性の向上やコスト削減、業務全般にわたる生産性の向上を進め、強固な財務体質を築きます。さらに、事業の継続性を確保するため、平成20年3月に策定した「阪神高速道路株式会社事業継続計画（BCP）第1版」を中核として当社グループ全体の防災危機管理体制の強化に取り組みます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団

区 分	第 1 期〔参考〕 (平成 17 年度)	第 2 期〔参考〕 (平成 18 年度)	第 3 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	105,147	188,553	213,578
当期純利益 (百万円)	1,194	1,702	2,934
1 株当たり 当期純利益 (円)	59.73	85.14	146.71
総 資 産 (百万円)	173,132	232,225	256,539
純 資 産 (百万円)	21,194	22,897	25,831
1 株当たり 純資産額 (円)	1,059.73	1,144.87	1,291.58

(注) 当社グループは、当事業年度から会社法第 444 条に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第 1 期及び第 2 期につきましては、金融商品取引法に基づく連結財務諸表の数値を参考掲記しております。

②当社

区 分	第 1 期 (平成 17 年度)	第 2 期 (平成 18 年度)	第 3 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	105,020	187,718	212,012
当期純利益 (百万円)	1,179	1,251	2,503
1 株当たり 当期純利益 (円)	58.98	62.57	125.19
総 資 産 (百万円)	172,572	230,644	254,257
純 資 産 (百万円)	21,179	22,431	24,934
1 株当たり 純資産額 (円)	1,058.98	1,121.55	1,246.74

(注) 第 2 期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成 17 年 12 月 9 日)を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
阪神高速サービス株式会社	40 百万円	100%	駐車場・PA 管理業務・労働者派遣事業・カード事業
阪神高速技術株式会社	20 百万円	100%	保全点検・維持修繕業務
阪神高速パトロール株式会社(注 1)	10 百万円	100%	交通管理業務
阪神高速トール大阪株式会社(注 2)	50 百万円	100%	料金收受業務
阪神高速トール神戸株式会社(注 2)	50 百万円	100%	料金收受業務

(注) 1. 阪神高速パトロール株式会社は、交通管理業務を総括的に実施させることを目的として、平成 19 年 4 月 1 日に株式取得により連結子会社化しております。

2. 阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社は、料金收受業務を総括的に実施させることを目的として、平成 19 年 12 月 10 日に設立し、平成 20 年 4 月 1 日から事業を開始しております。

③その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、高速道路事業、受託事業及びその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

①高速道路事業

ア. 高速道路の新設及び改築

イ. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた高速道路の維持・修繕・その他の管理

②受託事業

国、地方公共団体等からの委託による道路の建設・管理・調査等

③その他の事業

休憩所等事業、駐車場事業、不動産賃貸事業、土木コンサルティング事業等

(8) 主要な事業所

①当社

本社	大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号
東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
大阪建設部	大阪府港区弁天一丁目2番1-1900号
堺建設部	堺市堺区南花田口町二丁目3番20号
神戸建設部	神戸府中央区新港町16番1号
京都建設部	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
大阪管理部	大阪府港区石田三丁目1番25号
神戸管理部	神戸府中央区新港町16番1号
京都管理所	京都市伏見区深草中川原町13番7号

②子会社

阪神高速サービス株式会社	大阪府西区西本町一丁目3番15号
阪神高速技術株式会社	大阪府中央区南本町四丁目5番7号
阪神高速パトロール株式会社	大阪府西区立売堀一丁目4番12号
阪神高速トール大阪株式会社	大阪府西区立売堀一丁目3番13号
阪神高速トール神戸株式会社	神戸府中央区雲井通四丁目2番2号

(9) 従業員の状況

①企業集団

区分	従業員数	前事業年度末比増減
高速道路事業	956名	289名増
受託事業		
その他の事業	27名	4名減
全社(共通)	139名	12名減
合計	1,122名	273名増

②当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
771名	10名減	41.7歳	16.6年

(注) 1. 平均勤続年数は、阪神高速道路公団における勤続年数を含めております。

2. 従業員数には、当社から社外への出向者(60名)を除き、社外から当社への出向者(65名)を含めております。

なお、従業員数には、嘱託、パートタイマー、アルバイト及び派遣は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
財務省	43,907 百万円
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	51,971 百万円
株式会社三井住友銀行	4,686 百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	4,687 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,516 百万円
株式会社りそな銀行	2,451 百万円
株式会社新生銀行	1,272 百万円
株式会社あおぞら銀行	230 百万円
株式会社福井銀行	278 百万円
株式会社池田銀行	240 百万円
株式会社みなと銀行	177 百万円
三菱UFJ信託株式会社	287 百万円
中央三井信託銀行株式会社	142 百万円
住友信託銀行株式会社	507 百万円
農林中央金庫	2,381 百万円
信金中央金庫	1,170 百万円

(注) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項に基づき引き受けられた債務を除いております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 20,000,000 株

(3) 株主数 7 名

(4) 大株主

株主名	持株数
国土交通大臣	9,999,996 株
大阪府	2,876,722 株
大阪市	2,876,722 株
兵庫県	1,827,287 株
神戸市	1,827,287 株
京都府	295,993 株
京都市	295,993 株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役会長	田中 宰	
代表取締役社長	木下 博夫	
常務取締役	伊丹 二郎	兼執行役員（総務人事部担当）
常務取締役	南部 隆秋	兼執行役員（建設事業部、技術部担当）
常務取締役	幸 和 範	兼執行役員（経営企画部、関連事業室、ETC活用事業推進室担当）
常務取締役	丸岡 耕平	兼執行役員（計画部、環境・景観室担当）
常勤監査役	福田 博	
監査役	千畑 一郎	
監査役	長田 昇	

- (注) 1. 常勤監査役福田博氏、監査役千畑一郎氏及び長田昇氏は、社外監査役であります。
2. 当該事業年度に係る会社役員の重要な兼職状況
- ・常務取締役伊丹二郎氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社、阪神高速パトロール株式会社、阪神高速トール大阪株式会社及び阪神高速トール神戸株式会社の社外取締役をしております。
 - ・常務取締役幸和範氏は、当社の子会社である阪神高速サービス株式会社及び阪神高速技術株式会社の社外取締役をしております。
 - ・監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役をしております。
 - ・監査役長田昇氏は、財団法人阪神高速道路管理技術センターの理事をしております。

なお、上記のとおり4名の常務取締役が執行役員を兼務するほか、以下の執行役員を置いております。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	浅野 博司	経理部、監査室担当
執行役員	中林 正司	営業部、保全交通部担当
執行役員	山崎 昌二	情報システム部担当

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第2回定時株主総会（平成19年6月27日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
常務取締役	田村 恒一	兼執行役員（計画部、交通環境室担当）	平成19年6月30日
監査役 （社外監査役）	松村 博		平成19年6月30日

- (注) 常務取締役田村恒一氏及び監査役松村博氏は、辞任による退任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	7名	123百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	30百万円 (30百万円)
合 計	11名	153百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日の人員は、取締役6名、監査役3名であり、支給人員との相違は当事業年度中における取締役1名及び監査役1名の退任によるものです。
4. 支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額10百万円を含めております。
5. 上記のほか、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 2百万円

(4) 社外役員に関する事項

①他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

②他の会社の社外役員の兼任状況

監査役千畑一郎氏は、ホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。

③当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (11回開催)	監査役会出席回数 (16回開催)
監査役 福田 博	11回	16回
監査役 千畑 一郎	11回	16回
監査役 長田 昇	11回	16回

イ. 取締役会における発言状況

- ・ 監査役福田博氏は、常勤者としての立場で会社全体の業務の適正性を確保するという視点から、当社の業務運営全般、とりわけコンプライアンス体制の整備推進や情報開示の徹底等についての発言を適宜行っております。
- ・ 監査役千畑一郎氏は、長年にわたる民間企業の経営者としての経験を踏まえ、当社の経営課題全般について、とりわけ人事・広報体制のあり方や危機管理体制の強化等について大局的な観点からの発言を適宜行っております。
- ・ 監査役長田昇氏は、建設行政に関する豊富な実務経験を踏まえ、主に技術的な見地から、人材の育成、労使関係の適正化、業務の適正性の確保及び阪神高速道路と沿線地域との整合性等についての発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	40,300 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,300 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討します。また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査役は、当該会計監査人の解任につき検討します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)として、以下の体制の整備について取締役会で決議しております。

①コンプライアンス推進に関する体制

取締役会決定、社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス社内推進委員会の設置、社員相談・通報体制の整備を行うとともに、阪神高速道路株式会社コンプライアンス基本方針を定めるなど、コンプライアンスに関する推進体制を整備し、社内のコンプライアンスの推進を図ることとする。

また、この体制には会社と資本関係のある子会社の参画を求め、子会社を含めたグループとして一体的なコンプライアンス推進を図ることとする。

②個人情報の保護に関する体制

社内規則に基づき、個人情報及びE T Cシステムにおける個人情報の適切な取扱いを行うための体制を整備し、個人情報の保護を図ることとする。

③公正な入札の実施に関する体制

社内規則に基づき、阪神高速道路株式会社入札監視委員会の設置、公正入札調査委員会の設置など入札の公正性を保つための体制を整備し、公正な入札の実施運用を図ることとする。

④内部監査に関する体制

阪神高速道路株式会社組織規程、阪神高速道路株式会社監査規程に基づき、監査室の設置を始めとする内部監査に関する体制を整備し、会社の業務の適正性、効率性の確保、向上等を図ることとする。

⑤文書管理及び情報セキュリティ対策に関する体制

社内規則に基づき、文書(取締役の職務の執行に係る文書を含む。)の作成、保存等の管理に関する体制を整備するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティマネジメント体制(文書、E T Cシステムのセキュリティに関する体制を含む。)を確立し、適切な情報の保存、管理等の推進を図ることとする。

⑥リスク管理に関する体制

全社的なマネジメント体制の下、リスクの体系的把握・評価に努め、担当部門により対策を講ずるとともに、経営に重要な影響を与えるリスクを特定し、それらを継続的に把握管理するための体制を整備する。

また、災害、システムダウン等への対応については、社内規則等に基づき体制を整備し、マニュアル等による着実な運用を図るとともに、企業信頼と体質の一層の強化のため事業継続計画(BCP)の策定を図る。

⑦取締役の業務執行に関する体制

取締役の職務に関する規程、執行役員の仕事分担を定める規程に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理していくこととする。

また、平成18年4月に公表した中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、これを評価する仕組みを構築することにより、着実に効率的な業務推進を図ることとする。

⑧子会社の管理に関する体制

社内規則に基づき、子会社に対する指導、調整、協力及び調査等の管理体制を整備し、子会社を含めたグループ全体の経営効率の向上、業務の円滑化、適正化を図ることとする。

⑨監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役室を設置し、専属の使用人を配置したうえで、監査役又は監査役会の指示に従い監査業務を補助させる。

監査役会は監査役室に属する専属の使用人の人事異動について、事前に総務人事担当執行役員より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を総務人事担当執行役員に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、総務人事担当執行役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

⑩監査役への報告等に関する体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する体制を確保していくこととする。

また、監査役会からの協議による「取締役が監査役会に報告すべき事項」についての取締役会決定に基づき、重大な事項の報告、文書回付等の体制を整備し、監査役へ適時適切な情報提供を実施していくこととする。

さらに、代表取締役と監査役会は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努めることとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表
平成20年3月31日

資産の部

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

I 流動資産			
現金及び預金		13,422	
未収入金		19,363	
有価証券		21,200	
仕掛道路資産		138,270	
その他たな卸資産		149	
受託業務前払金		12,909	
繰延税金資産		196	
その他		501	
貸倒引当金		△17	
	流動資産合計		205,996
II 固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	21,059		
減価償却累計額	△3,344	17,715	
機械装置及び運搬具	28,955		
減価償却累計額	△6,571	22,383	
土地		5,169	
建設仮勘定		1,312	
その他	533		
減価償却累計額	△253	280	46,861
無形固定資産			
ソフトウェア		3,021	
その他		47	3,069
投資その他の資産			
投資有価証券		4	
繰延税金資産		121	
その他		543	
貸倒引当金		△55	613
	固定資産合計		50,543
	資産合計		256,539

負債の部

I 流動負債

未払金	29,574	
1年以内返済予定長期借入金	8,721	
未払法人税等	1,457	
未払消費税等	185	
受託業務前受金	13,009	
前受金	1,549	
賞与引当金	980	
回数通行券払戻引当金	1,556	
その他	989	

流動負債合計

58,023

II 固定負債

道路建設関係社債	44,220	
道路建設関係長期借入金	103,961	
長期借入金	5,222	
繰延税金負債	108	
退職給付引当金	17,465	
役員退職慰労引当金	42	
マイレージ割引引当金	719	
その他	945	

固定負債合計

172,684

負債合計

230,708

純資産の部

I 株主資本

資本金		10,000
資本剰余金		10,000
利益剰余金		5,831

株主資本合計

25,831

純資産合計

25,831

負債純資産合計

256,539

連結損益計算書

平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

I. 営業収益		213,578	
II. 営業費用			
道路資産賃借料	139,999		
高速道路等事業管理費及び売上原価	64,446		
販売費及び一般管理費	5,568	210,013	
営業利益			3,564
III. 営業外収益			
受取利息		77	
土地物件貸付料		47	
寄付金収入		203	
原因者負担収入		13	
負ののれん償却		93	
その他		143	578
IV. 営業外費用			
支払利息		178	
ハイウェイカード払戻損失		6	
その他		63	248
経常利益			3,894
V. 特別利益			
固定資産売却益		280	
回数通行券払戻引当金戻入益		1,696	
貸倒引当金戻入益		1	
免税事業者消費税等		81	2,060
VI. 特別損失			
固定資産売却損		17	
固定資産除却費		146	
減損損失		1,132	
仕掛道路資産修正損		80	1,378
税金等調整前当期純利益			4,576
法人税、住民税及び事業税		1,768	
法人税等調整額		△126	1,642
当期純利益			2,934

連結株主資本等変動計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

阪神高速道路株式会社

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高	10,000	10,000	2,897	22,897
連結会計年度中の変動額				
当期純利益	-	-	2,934	2,934
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,934	2,934
平成20年3月31日残高	10,000	10,000	5,831	25,831

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

5社

阪神高速サービス(株)
阪神高速技術(株)
阪神高速パトロール(株)
阪神高速トール大阪(株)
阪神高速トール神戸(株)

なお、阪神高速トール大阪(株)及び阪神高速トール神戸(株)については、平成19年12月10日に株式の100%を出資して設立したため、同日より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)高速道路開発
(株)バイフレンド
(株)エイチエイチエス

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

(主要な会社名)

非連結子会社

(株)高速道路開発
(株)バイフレンド
(株)エイチエイチエス

関連会社

(株)ハイウェイ技研

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち阪神高速パトロール(株)の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除去工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他たな卸資産

主として個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定額法、連結子会社は定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械設備及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③回数通行券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥マイレージ割引引当金

ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

道路資産高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積もりが可能なものはその見積年数で均等償却し、金額が僅少なものについては、発生年度に全額償却しております。

7. その他

当連結会計年度より、会社法及び会社計算規則に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券(株式)

4百万円

2. 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債44,220百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

750,600百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

18,281百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,291円58銭

1株当たり当期純利益金額 146円71銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益(百万円) 2,934

普通株主に帰属しない金額(百万円) -

普通株式に係る当期純利益(百万円) 2,934

普通株式の期中平均株式数(千株) 20,000

(重要な後発事象に関する注記)

企業結合

(1) 阪神高速トール大阪(株)

当社の連結子会社である阪神高速トール大阪(株)は、(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから高速道路の料金收受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。

① 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイ
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受事業にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため。
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	(株)高速道路開発、(株)エイチエイチエス、(株)ベイフレンド及び(株)グローウェイから当社連結子会社である阪神高速トール大阪(株)に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール大阪(株)

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 32百万円 (未定)

※別途締結を予定している確認書に基づき決定いたします。

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

固定資産 32百万円

※対象資産の評価は、平成19年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、譲渡日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

(2) 阪神高速トール神戸(株)

当社の連結子会社である阪神高速トール神戸(株)は、(株)コーベックス及び(株)サナウインから高速道路の料金收受業務について、平成20年2月27日付にて以下のとおり事業譲渡契約を締結し、当該譲受けを平成20年4月1日に実施しております。

① 企業結合の概要

相手企業の名称	(株)コーベックス及び(株)サナウイン
取得した事業の内容	高速道路の料金收受業務
企業結合を行った主な理由	阪神高速道路の料金收受事業にグループ経営を導入し、同業務の一層の効率化と業務品質の向上を推進するため。
企業結合日	平成20年4月1日
企業結合の法的形式	(株)コーベックス及び(株)サナウインから当社連結子会社である阪神高速トール神戸(株)に対する事業譲渡
結合後企業の名称	阪神高速トール神戸(株)

② 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 19百万円 (未定)

※別途締結を予定している確認書に基づき決定いたします。

③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

固定資産 19百万円

※対象資産の評価は、平成19年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、譲渡日現在の価額について、別途確認書を締結することとしております。

貸借対照表
平成20年3月31日

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

資産の部

I 流動資産			
現金及び預金		12,001	
高速道路事業営業未収入金		18,108	
未収入金		1,159	
未収収益		5	
有価証券		21,200	
仕掛道路資産		138,270	
貯蔵品		132	
受託業務前払金		12,909	
前払金		48	
前払費用		15	
その他の流動資産		333	
貸倒引当金		△16	
	流動資産合計		204,166
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	842		
構築物	13,491		
機械装置	22,144		
車両運搬具	218		
工具器具備品	84		
建設仮勘定	1,249	38,030	
無形固定資産			
ソフトウェア	393		
その他	38	431	38,461
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	21		
構築物	278		
機械装置	15		
工具器具備品	32		
土地	1,276		
建設仮勘定	2	1,626	1,626
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	2,795		
構築物	43		
車両運搬具	6		
工具器具備品	97		
土地	2,995		
建設仮勘定	60	5,999	
無形固定資産			
ソフトウェア	2,496		
その他	6	2,502	8,502
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	896	896	896
E 投資その他の資産			
関係会社株式		217	
破産更生債権等		9	
長期前払費用		169	
その他の投資等		261	
貸倒引当金		△55	602
	固定資産合計		50,090
	資産合計		254,257

負債の部

I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		28,512	
1年以内返済予定長期借入金		8,721	
未払金		1,159	
未払費用		560	
未払法人税等		1,129	
未払消費税等		138	
未払事業所税		31	
預り金		62	
受託業務前受金		13,009	
前受金		1,470	
賞与引当金		793	
回数通行券払戻引当金		1,556	
その他の流動負債		62	
	流動負債合計		57,206
II 固定負債			
道路建設関係社債		44,220	
道路建設関係長期借入金		103,961	
その他の長期借入金		5,222	
繰延税金負債		108	
受入保証金		92	
退職給付引当金		17,222	
役員退職慰労引当金		24	
マイレージ割引引当金		719	
その他の固定負債		544	
	固定負債合計		172,115
	負債合計		<u>229,322</u>
	純資産の部		
I 株主資本			
資本金			10,000
資本剰余金			
資本準備金		10,000	
	資本剰余金合計		10,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
固定資産圧縮特別勘定積立金	158		
高速道路事業別途積立金	1,921		
関連事業別途積立金	3		
繰越利益剰余金	2,851	4,934	
	利益剰余金合計		4,934
	株主資本合計		<u>24,934</u>
	純資産合計		<u>24,934</u>
	負債・純資産合計		<u>254,257</u>

損益計算書

平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	178,356		
道路資産完成高	23,647		
その他の売上高	5,179	207,184	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	139,999		
道路資産完成原価	23,647		
管理費用	40,714	204,361	
高速道路事業営業利益			2,822
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	138		
駐車場事業収入	671		
受託業務収入	3,882		
その他営業事業収入	136	4,828	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	207		
駐車場事業費	282		
受託業務事業費	4,045		
その他営業事業費	117	4,653	
関連事業営業利益			175
全事業営業利益			2,997
III. 営業外収益			
受取利息		13	
有価証券利息		62	
受取配当金		76	
土地物件貸付料		47	
寄付金収入		203	
原因者負担金収入		13	
雑収入		66	482
IV. 営業外費用			
支払利息		178	
ハイウェイカード払戻損失		6	
雑損失		62	247
経常利益			3,233
V. 特別利益			
固定資産売却益	280		
回数通行券払戻引当金戻入益	1,696	1,977	
VI. 特別損失			
固定資産売却損	17		
固定資産除却費	146		
減損損失	1,132		
仕掛道路資産修正損	80	1,377	
税引前当期純利益			3,832
法人税、住民税及び事業税	1,302		
法人税等調整額	26	1,329	
当期純利益			2,503

株主資本等変動計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

阪神高速道路株式会社
(単位:百万円)

	株主資本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
			資本 準備 金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮特別 勘定積立 金	高速道路 事業別途 積立金	関連事業 別途積立 金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高	10,000	10,000	119	1,176	3	1,132	2,431	22,431
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立			39			△ 39	-	-
別途積立金の積立				745		△ 745	-	-
当期純利益						2,503	2,503	2,503
事業年度中の変動額 合計	-	-	39	745	-	1,719	2,503	2,503
平成20年3月31日残高	10,000	10,000	158	1,921	3	2,851	4,934	24,934

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - 其他有価証券
(時価のないもの)
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
 - ② 貯蔵品
主として個別法による原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物	5～60年
機械装置	5～17年
 - また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - (3) 回数通行券払戻引当金
 - 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (6) マイレージ割引引当金
 - ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

③完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び受託事業収入の計上には、工事完成基準を適用しております。

④支払利息の仕掛道路資産への原価算入

仕掛道路資産に係る建設期間中の支払利息については、取得原価に算入しております。なお、期末の仕掛道路資産に含まれる支払利息は11,079百万円であります。また当期に取得原価に算入した金額は、1,463百万円であります。

⑤リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「受取利息」として表示しておりました譲渡性預金に係る利息は、「財務諸表等規則ガイドライン」の改正により、譲渡性預金は有価証券に含めるものとされたことに伴い、「有価証券利息」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の営業外収益「受取利息」に含まれる譲渡性預金利息は、60百万円です。

追加情報

(貸借対照表)

譲渡性預金は、当事業年度より改正後の「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 改正平成19年7月4日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(会計制度委員会改正平成19年11月6日)に基づき、当貸借対照表において「有価証券」として表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務
 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債44,220百万円(額面44,400百万円)の一般担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額
 9,237百万円

3. 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構
 750,600百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構
 18,281百万円

なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が3,687百万円減少しております。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 36百万円
 短期金銭債務 3,328百万円

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)	
イ 退職給付債務	△ 23,805
ロ 年金資産	6,926
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 16,878
ニ 未認識数理計算上の差異	△ 344
ホ 未認識過去勤務債務	-
ヘ 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△ 17,222

(3) 退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)	
イ 勤務費用	890
ロ 利息費用	495
ハ 期待運用収益	△ 310
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	△ 45
ホ 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,030

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.00%
ハ 期待運用収益率	4.00%
ニ 数理計算上の差異の費用処理年数	10年(定額法)
ホ 過去勤務債務の費用処理年数	一括費用処理

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
高速道路事業営業収益	4百万円
高速道路事業営業費用	22,853百万円
関連事業営業収益	662百万円
関連事業営業費用	62百万円
営業取引以外の取引	
営業外収益	76百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物	大阪府泉大津市ほか	968百万円
	器具器具備品		13百万円
	土地		6百万円
	(小計)		988百万円
遊休不動産	土地	大阪市阿倍野区ほか	144百万円
(合計)			1,132百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ①道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ②①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値はゼロと評価しております。

遊休不動産

(減損損失を認識するに至った経緯)

将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式発行済株式の種類及び総数に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円
退職給付引当金	6,999
回数通行券払戻引当金	632
賞与引当金	322
未払事業税	117
マイルージ割引引当金	292
未払工事費用	358
固定資産減損損失	496
その他	223
繰延税金資産小計	9,442
評価性引当額	△ 9,442
繰延税金資産合計	-

(繰延税金負債)

固定資産圧縮特別勘定	△ 108
繰延税金負債合計	△ 108
繰延税金負債の純額	△ 108

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
各事業共用工具器具及び備品	24	9	15
各事業共用ソフトウェア	22	8	14
合計	47	17	29

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	11百万円
1年超	22百万円
合計	34百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	18百万円
減価償却費相当額	11百万円
支払利息相当額	8百万円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定による、道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額は、以下のとおりであります。

なお、当該賃借料の支払期日は平成62年9月30日であります。

1年以内	147,575百万円
1年超	8,811,883百万円
合計	8,959,458百万円

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通 省 (国土交 通大臣)	東京都 千代田区	-	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	高速道路 料金収入 の減収補 填金の受 入	3,382	高速道路 事業営業 未収入金	3,382
								高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	4,388	受託事業 による前受 金の受入	12,655
									88	受託事業 収入(前受 金の振替)	

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有割 合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等) が議決権 の過半数 を自己の 計算にお いて所有 している 会社等	独立行政 法人日本 高速道路 保有・債 務返済機 構	東京都 港区	4,728,074	高速道路 に係る道 路資産の 保有及び 貸付け、 承継債務 等の返済 等	なし	なし	道路資産 の賃借	道路資産 賃借料の 支払 (注1)	139,999	高速道路 事業営業 未払金	12,264
										20	
								道路資産 と債務の 引渡	23,647	高速道路 事業営業 未収入金	650
									25,425	-	-
								借入金の 連帯債務	768,881	-	-
									7,833	-	-
	21,900	道路建設 関係借入 金の借入 (注5)	51,971								

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が阪神高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により債務保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利息であります。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には、道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,246円74銭

1株当たり当期純利益金額 125円19銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株主が存在しないため記載しておりません。
 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益(百万円)	2,503
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,503
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部修二 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林由佳 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井俊介 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月30日

阪神高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 阿部修二 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林由佳 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂井俊介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査役監査規程に基づき決定した監査の方針、監査計画等に従い、それぞれ監査を実施いたしました。監査の実施に際しては、監査役会を毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については必要に応じ、取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会、経営責任者会議その他重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、内部監査部門から事前に監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について監査終了の都度情報交換を行う等、緊密な関係を保ち、効率的な監査を実施いたしました。
- (3) 本社及び主要な事業所において各責任者等に対してヒアリングを行うとともに、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (4) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する取締役会決議（平成18年5月2日決定、平成19年2月28日一部見直し）の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況を監視及び検証いたしました。
- (5) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、その状況の把握に努めました。また、会計監査人の往査に立ち会いました。
- (6) 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会計監査の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。また、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属

明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年6月4日

阪神高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 福田 博 ⑩

監査役 千畑 一郎 ⑩

監査役 長田 昇 ⑩

(注) 常勤監査役福田博、監査役千畑一郎及び監査役長田昇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(決議事項)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の内容は、以下に記載のとおりであります。

当社としては、高速道路事業等の将来の不確定要因に備えるため、財務体質を強化することが重要であると認識しており、本議案のとおりとさせて頂きたいと存じます。可能な限り自己資本の充実に努めるため、当期は無配当とさせて頂きたくお願いいたします。

(剰余金の処分に関する事項)

1. 増加する剰余金の項目とその金額

高速道路事業別途積立金	2, 836, 547, 001円
-------------	-------------------

2. 減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金	2, 836, 547, 001円
---------	-------------------

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当 社の株式数
1	たなか おさむ 田中 幸 (昭和15年11月1日)	昭和38年4月 松下電器産業㈱入社 平成9年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 専務取締役 平成15年6月 同 代表取締役副社長 平成17年6月 同 顧問 平成17年10月 阪神高速道路㈱代表取締役会長 (現在に至る)	なし
2	きのした ひろお 木下 博夫 (昭和18年1月5日)	昭和42年4月 建設省入省 平成11年7月 国土庁長官官房長 平成12年6月 国土事務次官 平成13年12月 阪神高速道路公団副理事長 平成16年7月 同 理事長 平成17年10月 阪神高速道路㈱代表取締役社長 (現在に至る)	なし
3	い たみ じ ろう 伊丹 二郎 (昭和19年1月10日)	昭和42年4月 阪神高速道路公団入社 平成10年5月 同 用地部長 平成11年5月 同 人事部長 平成13年6月 (財)阪神高速道路管理技術センター常務理事 平成15年6月 (財)阪神高速道路協会専務理事 平成17年10月 阪神高速道路㈱常務取締役 (現在に至る)	なし
4	なんぶ たかあき 南部 隆秋 (昭和23年10月23日)	昭和49年4月 建設省入省 平成13年5月 国土交通省道路局有料道路課長 平成13年7月 同 道路局国道課長 平成15年1月 同 四国地方整備局長 平成16年7月 阪神高速道路公団理事 平成17年10月 阪神高速道路㈱常務取締役 (現在に至る)	なし
5	ゆきかず のり 幸 和 範 (昭和22年11月15日)	昭和47年4月 阪神高速道路公団入社 平成13年5月 同 計画部次長 平成15年5月 同 工務部長 平成16年6月 同 審議役 平成17年10月 阪神高速道路㈱執行役員 平成18年6月 阪神高速道路㈱常務取締役 (現在に至る)	なし
6	まるおか こうへい 丸岡 耕平 (昭和24年3月8日)	昭和46年4月 大阪府採用 平成15年4月 同 土木部技監 平成17年4月 同 土木部長 平成18年4月 同 都市整備部長 平成19年4月 大阪府道路公社理事長 平成19年7月 阪神高速道路㈱常務取締役 (現在に至る)	なし

(注) 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。